

第5次大船渡市男女共同参画行動計画の概要

第1章 基本的な考え方	第2章 現状と課題																																																																																																			
<p>1 計画策定の趣旨</p> <p>(1) 男女共同参画の推進は、女性が輝く場、活躍する場を拡大することで社会を支える力の増大を図り、社会全体の発展にも深く寄与する取組である。</p> <p>(2) 本市では、男女共同参画に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、平成15年に大船渡市男女共同参画行動計画を策定し、以後、改訂を行いながら各般の取組を推進してきた。</p> <p>(3) これまでの男女共同参画に関する取組の成果と課題を踏まえ、より一層推進するため、新たな計画を策定するものである。</p> <p>2 計画の位置付け</p> <p>(1) 男女共同参画社会基本法及び大船渡市男女共同参画推進条例に基づく計画</p> <p>(2) 「大船渡市総合計画2021」を始め、各種計画との整合を図った男女共同参画に係る行政運営の基本指針</p> <p>(3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に規定する「市町村推進計画」に位置付け</p> <p>(4) SDGs(持続可能な開発目標)に掲げる、「5 ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメント」の達成など、17の全てのゴールの達成への貢献</p> <p>3 計画期間 令和5年度から令和9年度までの5年間</p> <p>4 計画の推進と進捗管理</p> <p>(1) 計画の推進 大船渡市男女共同参画審議会などを通じて市民の意向を隨時把握するとともに、参画の輪を広げながら取り組む。</p> <p>(2) 計画の進捗管理 計画の進捗状況や目標指標の達成度などについて、毎年度、大船渡市男女共同参画審議会などで評価・検証を行い、その結果などを公表する。</p> <pre> graph LR A["大船渡市 男女共同参画審議会 ・計画の進捗状況、 目標指標の達成度 に係る外部評価"] -- 調査審議 --> B["市長 大船渡市 男女共同参画室幹事会 ・府内における計画の 進捗管理 関係各課 ・具体的な取組の実施"] B -- 連携 --> C["市民 事業者 機関・団体"] C -- 公表 --> D["進捗状況 検証結果"] D --> A </pre>	<p>1 第4次大船渡市男女共同参画行動計画の検証</p> <p>(1) 基本目標1 「一人ひとりが尊重されるまち」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標指標</th> <th>(策定期) R4目標</th> <th>R3実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「男女共同参画社会」という言葉を知っている人の割合</td> <td>(86.1%) 100.0%</td> <td>86.8%</td> </tr> <tr> <td>「性別による違いが個性や能力を發揮する上で制約になっていない」と答えた市民の割合</td> <td>(35.2%) 50.0%</td> <td>45.1%</td> </tr> <tr> <td>社会通念・慣習・しきたりにおいて男女の地位が不平等を感じている人の割合</td> <td>(73.7%) 60.0%以下</td> <td>73.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 基本目標2 「男女がともに参画し合うまち」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標指標</th> <th>(策定期) R4目標</th> <th>R3実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審議会、委員会などにおける女性委員登用率</td> <td>(32.9%) 40.0%</td> <td>35.0%</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画サポーター認定者数</td> <td>(23人) 33人</td> <td>(目標達成) 37人</td> </tr> <tr> <td>「生涯学習に関する情報が十分提供されている」と答えた市民の割合</td> <td>(19.0%) 45.0%</td> <td>22.0%</td> </tr> <tr> <td>「市民主体のまちづくり活動が活発である」と答えた市民の割合</td> <td>(17.8%) 40.0%</td> <td>28.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 基本目標3 「男女がともに支え合うまち」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標指標</th> <th>(策定期) R4目標</th> <th>R3実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家族経営協定締結数</td> <td>(16件) 21件</td> <td>17件</td> </tr> <tr> <td>家族で農林漁業、商工自営業に従事している方の経営方針、作業内容、収益の分配など、事業経営について「家族で話し合って決めている」と答えた市民の割合</td> <td>(28.4%) 50.0%</td> <td>(目標達成) 59.8%</td> </tr> <tr> <td>職場において男女が平等と感じている人の割合</td> <td>(20.5%) 30.0%</td> <td>25.0%</td> </tr> <tr> <td>「ワーク・ライフ・バランス」の内容を知っている人の割合</td> <td>(43.9%) 60.0%</td> <td>44.5%</td> </tr> <tr> <td>「仕事と子育てが両立できる環境にある」と答えた市民の割合</td> <td>(29.4%) 50.0%</td> <td>29.4%</td> </tr> <tr> <td>「介護や福祉のサービスが充実している」と答えた市民の割合</td> <td>(30.4%) 50.0%</td> <td>36.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 基本目標4 みんなが健康で安心して暮らせるまち</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標指標</th> <th>(策定期) R4目標</th> <th>R3実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊娠11週(3カ月)以内での妊娠届出率</td> <td>(95.7%) 100.0%</td> <td>91.3%</td> </tr> <tr> <td>市の健康診査の受診率</td> <td>(35.3%) 60.0%</td> <td>37.0%</td> </tr> <tr> <td>DV防止法の名称または内容を知っている人の割合</td> <td>(83.9%) 90.0%</td> <td>(目標達成) 92.3%</td> </tr> <tr> <td>「DV被害などについて相談窓口があることを知っている」と答えた市民の割合</td> <td>(28.4%) 50.0%</td> <td>32.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 男女共同参画社会に関する市民・事業者アンケート調査などの検証</p> <p>(1) 市民アンケート調査の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女の地位について、「男性が優遇されている」と答えた人の割合が依然として高い。 ○家事・育児・介護について、「同程度分担」と回答した人の割合は2割に満たない。 ○ワーク・ライフ・バランスの現状について、性別や年代にかかわらず「仕事優先」と答えた人の割合が高い。 ○性別にかかわらず暴力を受けている人や、性的少数者が一定数いる。 <p>(2) 事業者アンケート調査の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「賃金」・「募集や採用」・「昇進」などで男性を優遇しているとした事業者が一定数ある。 ○育児休業の取得人数・取得期間は、女性従業員と男性従業員で大きな隔たりがある。 ○育児・介護休業制度活用の課題は、「代行要員の確保及び費用」と「周囲の従業員の業務負担増」と答えた割合が高い。 <p>(3) 関係資料の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本市の10~20代の人口に対する転出超過者数の割合は、男性より女性が2.5倍高い。 <p>3 検証により顕在化した課題</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 社会通念・慣習・しきたりなどに残る、性別による固定的な役割分担意識の払拭 (2) 多様な性的指向・性自認への理解促進 (3) 家事・育児・介護に係る家庭における女性の負担の軽減 (4) DVや生活困窮などの課題を抱える対象者への支援強化 (5) ワーク・ライフ・バランスの改善 (6) 働きやすい職場環境づくり <p>意識啓発事業との連動などにより、これらに関する各種の取組を効果的に推進する必要がある。</p> <p>家事・育児・介護を同程度分担していると回答した人の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家事</td> <td>14.2%</td> <td>11.8%</td> </tr> <tr> <td>育児</td> <td>17.5%</td> <td>16.2%</td> </tr> <tr> <td>介護</td> <td>13.6%</td> <td>7.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>募集や採用における男女の優遇・平等感</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>男性を優遇</th> <th>男女平等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>募集採用</td> <td>26.4%</td> <td>52.8%</td> </tr> <tr> <td>賃金</td> <td>28.6%</td> <td>58.0%</td> </tr> <tr> <td>昇進</td> <td>20.8%</td> <td>65.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>転出超過者数の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td> <td>0.89%</td> <td>1.07%</td> </tr> <tr> <td>岩手県</td> <td>1.43%</td> <td>2.16%</td> </tr> <tr> <td>大船渡市</td> <td>2.45%</td> <td>6.33%</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標	(策定期) R4目標	R3実績	「男女共同参画社会」という言葉を知っている人の割合	(86.1%) 100.0%	86.8%	「性別による違いが個性や能力を發揮する上で制約になっていない」と答えた市民の割合	(35.2%) 50.0%	45.1%	社会通念・慣習・しきたりにおいて男女の地位が不平等を感じている人の割合	(73.7%) 60.0%以下	73.7%	目標指標	(策定期) R4目標	R3実績	審議会、委員会などにおける女性委員登用率	(32.9%) 40.0%	35.0%	男女共同参画サポーター認定者数	(23人) 33人	(目標達成) 37人	「生涯学習に関する情報が十分提供されている」と答えた市民の割合	(19.0%) 45.0%	22.0%	「市民主体のまちづくり活動が活発である」と答えた市民の割合	(17.8%) 40.0%	28.7%	目標指標	(策定期) R4目標	R3実績	家族経営協定締結数	(16件) 21件	17件	家族で農林漁業、商工自営業に従事している方の経営方針、作業内容、収益の分配など、事業経営について「家族で話し合って決めている」と答えた市民の割合	(28.4%) 50.0%	(目標達成) 59.8%	職場において男女が平等と感じている人の割合	(20.5%) 30.0%	25.0%	「ワーク・ライフ・バランス」の内容を知っている人の割合	(43.9%) 60.0%	44.5%	「仕事と子育てが両立できる環境にある」と答えた市民の割合	(29.4%) 50.0%	29.4%	「介護や福祉のサービスが充実している」と答えた市民の割合	(30.4%) 50.0%	36.1%	目標指標	(策定期) R4目標	R3実績	妊娠11週(3カ月)以内での妊娠届出率	(95.7%) 100.0%	91.3%	市の健康診査の受診率	(35.3%) 60.0%	37.0%	DV防止法の名称または内容を知っている人の割合	(83.9%) 90.0%	(目標達成) 92.3%	「DV被害などについて相談窓口があることを知っている」と答えた市民の割合	(28.4%) 50.0%	32.5%	項目	男性	女性	家事	14.2%	11.8%	育児	17.5%	16.2%	介護	13.6%	7.0%	項目	男性を優遇	男女平等	募集採用	26.4%	52.8%	賃金	28.6%	58.0%	昇進	20.8%	65.8%	地域	男性	女性	国	0.89%	1.07%	岩手県	1.43%	2.16%	大船渡市	2.45%	6.33%
目標指標	(策定期) R4目標	R3実績																																																																																																		
「男女共同参画社会」という言葉を知っている人の割合	(86.1%) 100.0%	86.8%																																																																																																		
「性別による違いが個性や能力を發揮する上で制約になっていない」と答えた市民の割合	(35.2%) 50.0%	45.1%																																																																																																		
社会通念・慣習・しきたりにおいて男女の地位が不平等を感じている人の割合	(73.7%) 60.0%以下	73.7%																																																																																																		
目標指標	(策定期) R4目標	R3実績																																																																																																		
審議会、委員会などにおける女性委員登用率	(32.9%) 40.0%	35.0%																																																																																																		
男女共同参画サポーター認定者数	(23人) 33人	(目標達成) 37人																																																																																																		
「生涯学習に関する情報が十分提供されている」と答えた市民の割合	(19.0%) 45.0%	22.0%																																																																																																		
「市民主体のまちづくり活動が活発である」と答えた市民の割合	(17.8%) 40.0%	28.7%																																																																																																		
目標指標	(策定期) R4目標	R3実績																																																																																																		
家族経営協定締結数	(16件) 21件	17件																																																																																																		
家族で農林漁業、商工自営業に従事している方の経営方針、作業内容、収益の分配など、事業経営について「家族で話し合って決めている」と答えた市民の割合	(28.4%) 50.0%	(目標達成) 59.8%																																																																																																		
職場において男女が平等と感じている人の割合	(20.5%) 30.0%	25.0%																																																																																																		
「ワーク・ライフ・バランス」の内容を知っている人の割合	(43.9%) 60.0%	44.5%																																																																																																		
「仕事と子育てが両立できる環境にある」と答えた市民の割合	(29.4%) 50.0%	29.4%																																																																																																		
「介護や福祉のサービスが充実している」と答えた市民の割合	(30.4%) 50.0%	36.1%																																																																																																		
目標指標	(策定期) R4目標	R3実績																																																																																																		
妊娠11週(3カ月)以内での妊娠届出率	(95.7%) 100.0%	91.3%																																																																																																		
市の健康診査の受診率	(35.3%) 60.0%	37.0%																																																																																																		
DV防止法の名称または内容を知っている人の割合	(83.9%) 90.0%	(目標達成) 92.3%																																																																																																		
「DV被害などについて相談窓口があることを知っている」と答えた市民の割合	(28.4%) 50.0%	32.5%																																																																																																		
項目	男性	女性																																																																																																		
家事	14.2%	11.8%																																																																																																		
育児	17.5%	16.2%																																																																																																		
介護	13.6%	7.0%																																																																																																		
項目	男性を優遇	男女平等																																																																																																		
募集採用	26.4%	52.8%																																																																																																		
賃金	28.6%	58.0%																																																																																																		
昇進	20.8%	65.8%																																																																																																		
地域	男性	女性																																																																																																		
国	0.89%	1.07%																																																																																																		
岩手県	1.43%	2.16%																																																																																																		
大船渡市	2.45%	6.33%																																																																																																		

第3章 計画の内容

《目指すまちの姿》

「誰もが自分らしさを互いに認め合い、暮らし続けたいまち大船渡」

男女共同参画社会の実現は、性別や年齢などにかかわらず、誰もが自分らしく活躍できる社会であるとともに、そのような「まち」は誰もが暮らしやすい「まち」です。

基本目標1 自分らしさが輝く地域社会の形成	基本目標2 ともに支え合う家庭生活の実現	基本目標3 安心して働く魅力ある職場環境づくり 【女性活躍推進法に基づく推進計画】																																																									
<p>【具体的取組】</p> <p>1 地区と行政の協働のまちづくりと連動した女性や若者の意思決定過程及び実践活動への参画拡大</p> <p>(1) 協働推進事業 (2) 地区・地域の防災活動への女性参画促進 (3) 審議会・委員会における女性委員の登用推進 (4) 地区・地域コミュニティにおけるインターネット(SNSなど)を活用した情報交換の推進 (5) 市民活動支援事業</p> <p>2 (仮称)「男女共同市民会議」の開催と男女共同参画サポーターの養成</p> <p>(1) (仮称)「男女共同市民会議」の開催 (2) 男女共同参画サポーター養成事業</p> <p>3 多様な性の在り方に対する理解促進</p> <p>(1) 性的少数者に対する理解促進 (2) パートナーシップ制度の導入に係る検討 (3) 幼児・児童・生徒の性に対する理解促進と男女平等教育の充実 (4) 学校保健事業</p> <p>【目標指標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th><th>令和3年度 【実績値】</th><th>令和9年度 目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「性別による役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）はない」と答えた市民の割合</td><td>42.8%</td><td>50.0%</td></tr> <tr> <td>各種審議会などにおける女性委員登用率</td><td>35.0%</td><td>40.0%</td></tr> <tr> <td>(仮称)「男女共同市民会議」の参加者数(累計)</td><td>一</td><td>延べ100人</td></tr> <tr> <td>男女共同参画サポーターの認定者数(累計)</td><td>37人</td><td>57人</td></tr> <tr> <td>「LGBTなどの言葉の意味を知っている」と答えた市民の割合</td><td>51.0%</td><td>70.0%</td></tr> </tbody> </table>	指 標	令和3年度 【実績値】	令和9年度 目標値	「性別による役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）はない」と答えた市民の割合	42.8%	50.0%	各種審議会などにおける女性委員登用率	35.0%	40.0%	(仮称)「男女共同市民会議」の参加者数(累計)	一	延べ100人	男女共同参画サポーターの認定者数(累計)	37人	57人	「LGBTなどの言葉の意味を知っている」と答えた市民の割合	51.0%	70.0%	<p>【具体的取組】</p> <p>1 家事・育児・介護への男性の参画拡大と家庭生活でのワーク・ライフ・バランスの改善</p> <p>(1) パパママ教室開催事業 (2) 父子の料理教室開催事業 (3) パートナーと介護予防講座開催事業 (4) 家庭教育学級開催事業</p> <p>2 利用しやすい保育・介護サービスを目指した環境整備</p> <p>(1) ICTを活用した保育サービスの利用手続などの簡素化 (2) 保育サービスの利用に係る相談支援 (3) 子育てに関する提供情報の拡充 (4) 子育て支援機関(機能)の拡充 (5) ICTを活用した介護サービスの利用手続などの簡素化</p> <p>3 DVや生活困窮などの課題を抱える対象者への支援と相談窓口などの周知強化</p> <p>(1) 相談窓口の連携強化</p> <p>【目標指標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th><th>令和3年度 【実績値】</th><th>令和9年度 目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「家庭内で男女が家事(炊事、掃除、洗濯、子育て、介護など)の分担をしている」と答えた市民の割合</td><td>40.8%</td><td>45.0%</td></tr> <tr> <td>家事・育児・介護への男性の参画拡大に資する講座・教室の参加者数(累計)</td><td>延べ97人</td><td>延べ500人</td></tr> <tr> <td>「保育サービスが充実している」と答えた市民の割合</td><td>37.7%</td><td>45.0%</td></tr> <tr> <td>「DV被害などについて相談窓口があることを知っている」と答えた市民の割合</td><td>32.5%</td><td>70.0%</td></tr> </tbody> </table>	指 標	令和3年度 【実績値】	令和9年度 目標値	「家庭内で男女が家事(炊事、掃除、洗濯、子育て、介護など)の分担をしている」と答えた市民の割合	40.8%	45.0%	家事・育児・介護への男性の参画拡大に資する講座・教室の参加者数(累計)	延べ97人	延べ500人	「保育サービスが充実している」と答えた市民の割合	37.7%	45.0%	「DV被害などについて相談窓口があることを知っている」と答えた市民の割合	32.5%	70.0%	<p>【具体的取組】</p> <p>1 性別による仕事の内容や待遇の格差の解消</p> <p>(1) 男女雇用機会均等法などの遵守徹底 (2) 一般事業主行動計画の策定促進 (3) 「大船渡市働く婦人の家」の在り方検討</p> <p>2 職業における女性の活躍支援</p> <p>(1) キャリアアップ講座やリカレント教育の推進 (2) 中学校におけるキャリア教育の推進 (3) 女性等就業相談員による就職支援</p> <p>3 職場でのワーク・ライフ・バランスの改善</p> <p>(1) 事業者への働き方改革に関する情報提供と実践支援 (2) 「ワーク・ライフ・バランス」の改善に関する被雇用者の理解促進 (3) 「くるみん」や「いわて子育てにやさしい企業」の拡大 (4) 職場におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進</p> <p>4 育児・介護と仕事を両立できる職場環境づくり</p> <p>(1) 事業者における育児・介護休業制度の活用促進 (2) 育児・介護休業制度に関する被雇用者の理解促進</p> <p>5 女性活躍に向けた取組を市が率先して推進</p> <p>(1) 管理職や監督職への女性職員の登用 (2) 男性職員の育児参画の促進 (3) 仕事と家庭生活・社会活動の両立に向けた相談体制の充実</p> <p>【目標指標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th><th>令和3年度 【実績値】</th><th>令和9年度 目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「職場の仕事の内容や待遇で男女の差がない」と答えた勤労者の割合</td><td>54.5%</td><td>60.0%</td></tr> <tr> <td>女性の活躍促進に資する講座や教室の開催回数(累計)</td><td>延べ36回</td><td>延べ200回</td></tr> <tr> <td>「くるみん認定・えるぼし認定・いわて子育てにやさしい企業等認証・いわて女性活躍企業等認定制度」の認定・認証企業数(累計)</td><td>延べ23事業者</td><td>延べ30事業者</td></tr> <tr> <td>「仕事と子育てが両立できる環境が整っている」と答えた市民の割合</td><td>29.4%</td><td>40.0%</td></tr> <tr> <td>「育児休暇や介護休暇が取得しやすい」と答えた勤労者の割合</td><td>49.6%</td><td>60.0%</td></tr> <tr> <td>市男性職員の育児休業取得割合</td><td>25.0%</td><td>30.0%</td></tr> <tr> <td>市職員の管理職に占める女性の割合</td><td>15.9%</td><td>20.0%</td></tr> </tbody> </table>	指 標	令和3年度 【実績値】	令和9年度 目標値	「職場の仕事の内容や待遇で男女の差がない」と答えた勤労者の割合	54.5%	60.0%	女性の活躍促進に資する講座や教室の開催回数(累計)	延べ36回	延べ200回	「くるみん認定・えるぼし認定・いわて子育てにやさしい企業等認証・いわて女性活躍企業等認定制度」の認定・認証企業数(累計)	延べ23事業者	延べ30事業者	「仕事と子育てが両立できる環境が整っている」と答えた市民の割合	29.4%	40.0%	「育児休暇や介護休暇が取得しやすい」と答えた勤労者の割合	49.6%	60.0%	市男性職員の育児休業取得割合	25.0%	30.0%	市職員の管理職に占める女性の割合	15.9%	20.0%
指 標	令和3年度 【実績値】	令和9年度 目標値																																																									
「性別による役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）はない」と答えた市民の割合	42.8%	50.0%																																																									
各種審議会などにおける女性委員登用率	35.0%	40.0%																																																									
(仮称)「男女共同市民会議」の参加者数(累計)	一	延べ100人																																																									
男女共同参画サポーターの認定者数(累計)	37人	57人																																																									
「LGBTなどの言葉の意味を知っている」と答えた市民の割合	51.0%	70.0%																																																									
指 標	令和3年度 【実績値】	令和9年度 目標値																																																									
「家庭内で男女が家事(炊事、掃除、洗濯、子育て、介護など)の分担をしている」と答えた市民の割合	40.8%	45.0%																																																									
家事・育児・介護への男性の参画拡大に資する講座・教室の参加者数(累計)	延べ97人	延べ500人																																																									
「保育サービスが充実している」と答えた市民の割合	37.7%	45.0%																																																									
「DV被害などについて相談窓口があることを知っている」と答えた市民の割合	32.5%	70.0%																																																									
指 標	令和3年度 【実績値】	令和9年度 目標値																																																									
「職場の仕事の内容や待遇で男女の差がない」と答えた勤労者の割合	54.5%	60.0%																																																									
女性の活躍促進に資する講座や教室の開催回数(累計)	延べ36回	延べ200回																																																									
「くるみん認定・えるぼし認定・いわて子育てにやさしい企業等認証・いわて女性活躍企業等認定制度」の認定・認証企業数(累計)	延べ23事業者	延べ30事業者																																																									
「仕事と子育てが両立できる環境が整っている」と答えた市民の割合	29.4%	40.0%																																																									
「育児休暇や介護休暇が取得しやすい」と答えた勤労者の割合	49.6%	60.0%																																																									
市男性職員の育児休業取得割合	25.0%	30.0%																																																									
市職員の管理職に占める女性の割合	15.9%	20.0%																																																									

第5次大船渡市男女共同参画行動計画の進捗状況等の評価・検証について

第5次大船渡市男女共同参画行動計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）については、毎年度、大船渡市男女共同参画審議会及び大船渡市男女共同参画室幹事会において、計画の進捗状況や目標指標の達成度などについて評価・検証を行いながら、より実効性のある取組を展開することとしています。

令和6年度の評価・検証については、次のとおり実施します。

1 評価の対象

第5次大船渡市男女共同参画行動計画に掲げた基本目標における各種事業を評価の対象とします。

2 評価の時期

原則として、前年度末までの実績を翌年度に評価します。

3 評価の観点

基本目標ごとに、実績値の推移や具体的取組として掲げる各種事業の成果などを踏まえて、その達成状況を明らかにします。

4 評価方法

別添資料1「第5次大船渡市男女共同参画行動計画 令和6年度の取組状況」に基づき、大船渡市男女共同参画審議会に対し評価等を求めます。

(1) 目標指標の「達成率」「達成率区分」について

項目	説明
達成率	令和9年度目標値に対して、令和6年度実績値がどの程度達成されたか算定したもの。
達成率区分	a:90%以上 b:70%以上90%未満 c:50%以上70%未満 d:50%未満

(2) 進捗度評価について

評価区分	説明
A	基本目標に掲げる具体的取組が順調に進捗しており、目標を上回る成果が得られている。
B	基本目標に掲げる具体的取組が着実に進捗しており、概ね目標どおりの成果が得られている。
C	基本目標に掲げる具体的取組を実施する上で、課題等が確認されており、目標とする成果が得られていない。
D	基本目標に掲げる具体的取組の実施に支障をきたしており、成果を得るのが困難な状況にある。

第5次大船渡市男女共同参画行動計画 令和6年度の取組状況
【目標指標】

基本目標1

自分らしさが輝く地域社会の形成

資料1

No	指 標	実績値				目標値 R09	達成率 (R06/R09)	達成率 区分	備 考
		R03	R04	R05	R06				
1	「性別による役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）はない」と答えた市民の割合	42.8%	41.3%	47.8%	47.5%	50.0%	95.0	a	【総合計画指標】市民意識調査
2	各種審議会などにおける女性委員登用率	35.0%	35.5%	34.0%	32.5%	40.0%	81.3	b	【総合計画指標】男女共同参画室 業務取得
3	（仮称）「男女共同市民会議」の参加者数（累計）	—	—	延べ37人	延べ94人	延べ100人	94.0	a	男女共同参画室 業務取得
4	男女共同参画サポーターの認定者数（累計）	37人	42人	46人	52人	57人	91.2	a	男女共同参画室 業務取得
5	「LGBTなどの言葉の意味を知っている」と答えた市民の割合	—	51.0%	—	—	70.0%	—	—	男女共同参画室 市民アンケート調査（※5年ごとの調査）

具体的な取組	(1)地区と行政の協働のまちづくりと連動した女性や若者の意思決定過程及び実践活動への参画拡大	具体的な取組	(3)多様な性の在り方に対する理解促進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 地区運営組織に女性や若者を含む多様な住民の参画を促進する。 地区・地域の防災実践活動への女性の参加を促進する。 各種審議会等への女性登用を推進する。 地区・地域におけるインターネット（SNSなど）を活用した情報交換を推進する。 市民活動支援補助金の交付を通じ、「ジェンダー平等」の推進等に取り組む市民活動を支援する。 	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 性的少数者や、その関係者が適切な相談や支援を受けられるよう、専用相談窓口を積極的に周知する。 性的少数者に対する市民の理解促進を図りつつ、先進事例などを参考としたパートナーシップ制度の導入に係る検討を行う。 子どもの発達段階に応じ、男女平等の概念や性の知識について指導する。 早期から性の多様性や、男女の違いについて理解を深めるため、関係機関と連携し、小中学校において講座を開催する。
取組状況と成果	<ul style="list-style-type: none"> 地区づくり計画策定に向けた住民ワークショップ等へ女性や若者を含む多様な住民の意見が反映される仕組みづくりや参加要請方法の助言等の支援を行った。 女性消防団員による女性消防団員確保に向けたPR活動等を行った。 高齢者などのデジタル不安解消に向けた講習会等を行った。 市民活動支援補助金の交付を通じ、市民活動を支援した。 	取組状況と成果	<ul style="list-style-type: none"> 市広報紙や市ホームページ等を通じ、機会を捉えながら、性的少数者の理解促進に向けた周知を行うとともに、専門相談窓口の周知を行った。 令和6年度に大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入し、市ホームページ等で周知を図った。（令和7年3月31日現在、宣誓件数1件） 保育の場において、性別による固定的な役割分担意識を植え付けることのないよう配慮し、保育サービスを提供した。 全ての小中学校において、男女混合名簿を作成し、使用した。 保健所と連携し、市内小中学校において、思春期保健出前講座を開催した。
課題等	<ul style="list-style-type: none"> 地区・地域において、性別による固定的な役割分担意識が依然としてあることから、多様な住民が参画し、意見を交わせる場づくりなどの支援を行っていく。 防災意識や防災実践活動への女性参加を促しているが、参加が少ない状況であるため、防災対策における女性の視点の必要性を伝えながら参加を促していく。 高齢者などのデジタル不安解消に向けた講習会等を継続的に行っていく。 市民の自主的な活動の誘発に向け、市民活動支援補助金を活用した取組の周知等を行っていく。 	課題等	<ul style="list-style-type: none"> 性的少数者やその関係者が適切な相談や支援が受けられるよう、引き続き相談窓口の積極的な周知に努める必要がある。 大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を、制度利用者が安心して利用できるよう、関係各所への理解促進と周知に努める必要がある。 関係機関と連携し、発達段階に応じて、男女平等の概念や性の知識についての指導を継続して行っていく必要がある。
具体的な取組	(2)(仮称)「男女共同市民会議」の開催と男女共同参画サポーターの養成	総評	<ul style="list-style-type: none"> 「おおふなと市民ミーティング」の開催、「大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の導入などの、各種取組が着実に実施されている。 上記により、目標指標としている、市民意識調査における「性別による役割分担意識はないと答えた市民の割合」等について、実績値が目標に近づいている。 目標指標の一つである「各種審議会などにおける女性委員登用率」については、前年度比1.5ポイント減となっている。要因としては、改選や委員の異動により、委員の推薦依頼先からの推薦者が女性から男性になったことや、女性委員登用率50%以上の審議会等において、男性の比率が高くなつたこと等が挙げられる。 引き続き、各種取組を実施するとともに、各審議会への女性委員の登用を推進していく。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> (仮称)「男女共同市民会議（市民ミーティング）」を開催し、参加者自らが男女共同参画に係る活動を実践する気運を醸成し、新たな取組を誘発する。 岩手県が実施するいわて男女共同参画サポーター養成講座の受講を促し、サポーター認定者を増やし、活躍する場の拡大を図る。 	進捗度評価	B
取組状況と成果	<ul style="list-style-type: none"> 高校生や市内に勤めている方を対象とし実施した「おおふなと市民ミーティング」において、働き方や若者が地元で働くために必要なこと等を話し合った。 いわて男女共同参画サポーター認定者を対象とし実施した「おおふなと市民ミーティング」において、男女共同参画に係る実践活動の課題について話し合った。 市広報紙や市ホームページ、SNS等を通じ、いわて男女共同参画サポーター養成講座の周知を図ったほか、参集型講座の受講者に対し、交通費の一部を支援した。 		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> 「おおふなと市民ミーティング」は、幅広い年齢層や多様な属性が参加することにより、多様な交流や問題意識の共有、実際の活動につながる取組であり、テーマや対象者を変えながら、継続して実施していく必要がある。 当市における、男女共同参画に係る取組の実践協力者として、引き続き、いわて男女共同参画サポーターの養成に協力していく。 		

【目標指標】

No	指 標	実績値				目標値 R09	達成率 (R06/R09)	達成率 区分	備 考
		R03	R04	R05	R06				
1	「家庭内で男女が家事（炊事、掃除、洗濯、子育て、介護など）の分担をしている」と答えた市民の割合	40.8%	39.9%	41.6%	43.3%	45.0%	96.2	a	市民意識調査
2	家事・育児・介護への男性の参画拡大に資する講座・教室の参加者数（累計）	延べ97人	延べ666人	延べ622人	延べ1,656人 (R6:延べ 1,034人)	延べ500人	331.2	a	男女共同参画室 業務取得
3	「保育サービスが充実している」と答えた市民の割合	37.7%	35.2%	39.2%	36.0%	45.0%	80.0	b	【総合計画指標】 市民意識調査
4	「DV被害などについて相談窓口があることを知っている」と答えた市民の割合	32.5%	28.5%	30.3%	35.5%	70.0%	50.7	c	市民意識調査

具体的な取組	(1)家事・育児・介護への男性の参画拡大と家庭生活でのワーク・ライフ・バランスの改善	具体的な取組	(2)利用しやすい保育・介護サービスを目指した環境整備
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・パパママ教室の開催を通じ、子育ての正しい知識を身に付けてもらうとともに、男性の家事や育児参画による分担・協力を促進する。 ・父子の料理教室の開催を通じ、父親の家事参画への抵抗感の軽減と、子どもへの「家事は性別にかかわらず誰もが行うもの」との意識醸成を図る。 ・介護予防講座の開催等を通じ、介護に携わることへの価値観を高める。 ・保護者が家庭教育上の共通の課題を学習する家庭教育学級を開催する。 	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した保育サービス、介護サービスの利用手続の簡素化を行う。 ・多様な利用者の状況に応じた保育サービスの利用相談などを行い、利用者の利便性の向上を図る。 ・「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を統合した行政機関と屋内の遊び場としての交流機能を有する「大船渡市こども家庭センター」の開設を検討する。
取組状況と成果	<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての基礎知識の学び、産後の家族の役割分担を考えるパパママ教室を4回開催した。 ・対象者を父親のほか祖父に拡大し「お父さんも♪おじいちゃんも♪キッズクッキング」を1回開催した。 ・健康づくり（腸活など）や生活（お金、お墓など）を学ぶ「65歳からの充実ライフ講座」を6回開催した。 ・子育てに関する具体的な対処方法や食育を学ぶ学習会を7回開催した。 	取組状況と成果	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所利用申込に際し、チラシや市ホームページ「つばきっす」を通じてマイナポータル（ぴったりサービス）を使用したオンライン手続の周知を図った。 ・家族構成や就労状況、妊娠出産など、相談者の家庭環境に応じた保育サービスを提案するなど、より良いサービスの提供を心掛けた。 ・令和6年7月に子ども・子育て支援と相談機能を備えた「大船渡市こども家庭センターDACCO」をオープンし、一的な相談支援を行った。 ・要介護認定申請時の手続について、介護事業者への説明や市ホームページを通じてマイナポータル（ぴったりサービス）を使用したオンライン手続の周知を図った。
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・父親の育児参加は、母親の育児負担感の解消など、安定した子育てと子どもの健やかな成長につながることから、パパママ教室の充実を図る。 ・より多くの参加者につながるよう、父子の料理教室、介護予防講座等の内容や周知方法等について検討を行う。 ・家庭教育学級の実施にあたっては、教育振興運動等と連携し、効果的かつ効率的な学習機会の提供を図る必要がある。 	課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続きオンライン手続の周知に努めるとともに、国の動向を注視しながら、オンライン手続の改善等について検討する。 ・こども園など子育て支援関係団体と連携しながら、利用者の状況に応じ必要な支援を行っていく。

【目標指標】

No	指 標	実績値				目標値 R09	達成率 (R06/R09)	達成率 区分	備 考
		R03	R04	R05	R06				
1	「家庭内で男女が家事（炊事、掃除、洗濯、子育て、介護など）の分担をしている」と答えた市民の割合	40.8%	39.9%	41.6%	43.3%	45.0%	96.2	a	市民意識調査
2	家事・育児・介護への男性の参画拡大に資する講座・教室の参加者数（累計）	延べ97人	延べ666人	延べ622人	延べ1,656人 (R6:延べ 1,034人)	延べ500人	331.2	a	男女共同参画室 業務取得
3	「保育サービスが充実している」と答えた市民の割合	37.7%	35.2%	39.2%	36.0%	45.0%	80.0	b	【総合計画指標】 市民意識調査
4	「DV被害などについて相談窓口があることを知っている」と答えた市民の割合	32.5%	28.5%	30.3%	35.5%	70.0%	50.7	c	市民意識調査

具体的な取組	(3)DVや生活困窮などの課題を抱える対象者への支援と総合相談窓口などの周知強化
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 女性相談、子ども家庭相談によるDVや離婚、生活困窮などの相談支援を行う。 人権擁護委員による人権相談を行う。 複合的な課題を抱える生活困窮者に對し、就労支援や家計収支の見直しなどについて相談支援を行う。 児童・生徒に対し、専門の相談員やスクールソーシャルワーカーによる相談支援を行う。 複合課題などに対応するため、各種相談窓口間の連携を図る。
取組状況と成果	<ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭支援員及び女性相談支援員を配置し、各種相談対応や相談に係る情報提供等を行った。 人権擁護委員による人権相談を毎月1回開催し、相談支援を行った。 生活困窮者が、困窮状態から早期に自立できるよう、それぞれの状況に応じた支援を行った。 専門の相談員やスクールソーシャルワーカーが各学校を巡回し、悩み相談や家庭支援など、児童生徒や保護者に寄り添った支援を実施した。 関係機関が連携し、相談者の複合課題の対応にあたった。
課題等	<ul style="list-style-type: none"> 相談者の状況に応じ、関係機関が連携し、適切な相談支援対応に努める。 課題を抱える対象者を早い段階で支援につなげることができるよう、各種相談窓口の周知強化に努める。

総評	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスの理解促進に向けた各種取組の実践により、目標指標としている、市民意識調査における「家庭内で男女が家事の分担をしている」と答えた市民の割合の実績値が目標に近づいている。 大船渡市こども家庭センターでは、子ども・子育て支援の更なる充実を図るとともに、社会全体で子育てを応援する気運を醸成するように努める。 大船渡市こども家庭センターの交流広場は、天候に問わらず遊べること、子育て世代相互に交流できることなどから、当初の年間1万人の予想を上回る44,239人(R7.3.31現在)が利用している。 目標指標の「DV被害などについて相談窓口があることを知っている」と答えた市民の割合は、増加傾向にあるものの、目標値までの差異があることから、相談窓口の周知の強化に努める。
----	--

進捗度評価	B
-------	---

第5次大船渡市男女共同参画行動計画 令和6年度の取組状況

【目標指標】

基本目標3

安心して働く魅力ある職場環境づくり

No	指 標	実績値				目標値 R09	達成率 (R06/R09)	達成率 区分	備 考
		R03	R04	R05	R06				
1	「職場の仕事の内容や待遇で男女の差がない」と答えた勤労者の割合	54.5%	56.7%	60.3%	61.5%	60.0%	102.5	a	市民意識調査
2	女性の活躍促進に資する講座や教室の開催回数（計画期間内の累計）	延べ36回	延べ30回	延べ31回	延べ67回	延べ200回	33.5	d	男女共同参画室 業務取得
3	「くるみん認定・えるぼし認定・いわて子育てにやさしい企業等認証・いわて女性活躍企業等認定制度」の認定・認証企業数（累計）	延べ 23事業者	延べ 25事業者	延べ 32事業者	延べ 41事業者	延べ 30事業者	136.7	a	国・県公表値
4	「仕事と子育てが両立できる環境が整っている」と答えた市民の割合	29.4%	26.3%	27.5%	26.8%	40.0%	67.0	c	市民意識調査
5	「育児休暇や介護休暇が取得しやすい」と答えた勤労者の割合	49.6%	50.8%	52.4%	59.9%	60.0%	99.8	a	市民意識調査
6	市男性職員の育児休暇取得割合	25.0%	50.0%	90.0%	100.0%	30.0%	333.3	a	総務課 業務取得
7	市職員の管理職に占める女性の割合	15.9%	13.3%	8.9%	15.9%	20.0%	80.0	b	総務課 業務取得

具体的取組	(1)性別による仕事の内容や待遇の格差の解消	具体的取組	(2)職業における女性の活躍支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、男女雇用機会均等法を始めとする労働関連法令に係る研修会の開催などにより、関連法令の遵守と適切な運用を促す。 関係機関と連携し、一般事業主行動計画に係る研修会の開催などにより、当該計画の策定が法定事務であることを周知する。 女性の職業生活や家庭生活に必要な知識・技能の習得援助などを総合的に行う「大船渡市働く婦人の家」について、時代のニーズに合わせた施設利用の在り方について検討する。 	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、デジタル人材の育成や、女性のキャリアアップ、リカレントに係る講座等を開催する。 性別にとらわれず、主体的に多様な職業を選択できるよう、中学生向けの就業体験などを行う。 女性等就業相談員を配置し、就業相談や各種情報提供等を行い、女性の就業を支援する。
取組状況と成果	<ul style="list-style-type: none"> 大船渡商工会議所と連携し、同会議所主催の事業者向け説明会において、当市から男女共同参画に係る地域課題や市の取組状況などについて説明を行った。 上記説明会において、一般事業主行動計画の策定推進に向け、関係法令制度と計画策定の必要性について説明が行われた。 「大船渡市働く婦人の家」運営委員や利用団体に対し、施設の在り方について検討が必要である旨説明を行った。所管課において、施設名称の変更、施設の利用方法の検討を進めたが、結論には至らなかった。 	取組状況と成果	<ul style="list-style-type: none"> 総務省地域情報化アドバイザーによる市民・事業所向けのセミナーを開催とともに、市職員向けセミナーを開催した。 岩手大学との共催により、女性のキャリア形成支援リカレントプログラムを開催した。 多種多様な企業等と交流し、勤労に対する視野を広げ、キャリア形成を考える機会とするため、市内企業を中心に14社の企業を招き、中学1・2年生を対象にキャリアチャレンジデイを実施した。 市庁舎内での相談対応や、市内子育て支援拠点での出張相談などに加え、求職中及び転職を希望する女性を対象とした就職支援セミナーを実施した。
課題等	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、労働関連法令に係る情報発信を行うとともに、研修機会の創出を図る。 関係機関と連携し、一般事業主行動計画の策定促進を図る。 「大船渡市働く婦人の家」の在り方について、運営委員や利用団体のほか府内関係課との協議・調整を進め、施設の在り方の方針を決める。 	課題等	<ul style="list-style-type: none"> 女性が活躍するためには、女性のみならず、事業者や男性などの意識も変える必要があるため、女性活躍推進の理解促進に向け、関係機関と連携し、各種取組を行う。 中学生を対象としたキャリア形成に資する取組について、主体的に人生計画を立て進路を選択し、決定できる「人生設計力」の育成に資する取組となるよう更なる検討を行う。 引き続き、女性等就業相談員を配置し、女性の就職支援に努める。

第5次大船渡市男女共同参画行動計画 令和6年度の取組状況
【目標指標】

基本目標3

安心して働く魅力ある職場環境づくり

No	指 標	実績値				目標値 R09	達成率 (R06/R09)	達成率 区分	備 考
		R03	R04	R05	R06				
1	「職場の仕事の内容や待遇で男女の差がない」と答えた勤労者の割合	54.5%	56.7%	60.3%	61.5%	60.0%	102.5	a	市民意識調査
2	女性の活躍促進に資する講座や教室の開催回数（計画期間内の累計）	延べ36回	延べ30回	延べ31回	延べ67回	延べ200回	33.5	d	男女共同参画室 業務取得
3	「くるみん認定・えるぼし認定・いわて子育てにやさしい企業等認証・いわて女性活躍企業等認定制度」の認定・認証企業数（累計）	延べ 23事業者	延べ 25事業者	延べ 32事業者	延べ 41事業者	延べ 30事業者	136.7	a	国・県公表値
4	「仕事と子育てが両立できる環境が整っている」と答えた市民の割合	29.4%	26.3%	27.5%	26.8%	40.0%	67.0	c	市民意識調査
5	「育児休暇や介護休暇が取得しやすい」と答えた勤労者の割合	49.6%	50.8%	52.4%	59.9%	60.0%	99.8	a	市民意識調査
6	市男性職員の育児休暇取得割合	25.0%	50.0%	90.0%	100.0%	30.0%	333.3	a	総務課 業務取得
7	市職員の管理職に占める女性の割合	15.9%	13.3%	8.9%	15.9%	20.0%	80.0	b	総務課 業務取得

具体的な取組	(3)職場でのワーク・ライフ・バランスの改善	具体的な取組	(5)女性活躍に向けた取組を市が率先して推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、事業者に対して、ワーク・ライフ・バランスの推進を働きかける。 上記と連動し、家庭生活の改善などに係る被雇用者向けの情報提供を行う。 関係機関と連携し、「くるみん」等、国や県が行う認定・表彰制度の周知を行い、女性活躍に取り組む事業者の拡大を図る。 職場におけるデジタルトランスフォーメーションの推進を図る。 	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 性別により固定される傾向にある職種や部署への配属を見直し、性別にとらわれない人事配置を推進する。 男性職員の育児参画の取組を推進する。 育児休業などに関する相談体制を充実させるとともに、休業取得状況の庁内共有などにより、ワーク・ライフ・バランスの改善を図る。
取組状況と成果	<ul style="list-style-type: none"> 大船渡商工会議所主催の事業者向け説明会において、岩手労働局・岩手県と連携し、各種制度の説明を行ったほか、市の男女共同参画に係る取組や必要性について周知した。 機会を捉え、各種制度の情報提供を行い、制度の理解促進を図った。 総務省地域情報化アドバイザーによる市民・事業者向けのセミナーを開催するとともに、市職員向けセミナーを実施した。 	取組状況と成果	<ul style="list-style-type: none"> 仕事の分担におけるバイアス（先入観、偏見）の排除に留意し、職務内容と適性に基づく人事配置を行った。 職員の妊娠・出産・育児と仕事の両立を支援するため、両立支援制度（男性職員の育児休業取得者へのインタビュー含む）についてまとめたハンドブックを作成し、当該制度及び相談窓口の周知を行った。 時間外勤務の縮減に関する取組として、「時間外勤務の縮減に係る指針」を策定し、ワーク・ライフ・バランスの推進と職場環境の改善に努めた。
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスの更なる改善に向け、事業者、被雇用者に対し、理解促進と推進に努める。 仕事と子育ての両立支援など、男女が共に働きやすい職場環境づくりを推進するため、「くるみん」等の情報提供を行い、更なる認定取得企業の拡大に努める。 職場環境の更なる改善に向け、引き続きセミナー等の開催を通じ、職場におけるデジタルトランスフォーメーションの推進を図る。 	課題等	<ul style="list-style-type: none"> 管理監督職に対する不安やハードルの高さを感じる職員が依然として存在することから、引き続き企画立案・調整業務を伴う部署への計画的ローテーションを行い、業務経験の蓄積と自信の醸成を図る。 引き続き男性の育児休業取得率100%となるよう、育児休業が取りやすい職場環境の整備に取り組む。 仕事と家庭生活・社会活動の両立に向けた意識の醸成を図るため、ワーク・ライフ・バランスの重要性について庁内での情報共有を進め、職場全体での理解と取組の促進に努める。
具体的な取組	(4)育児・介護と仕事を両立できる職場環境づくり	総評	<ul style="list-style-type: none"> 各種取組の実践により、目標指標の実績値が目標値に近づいている、または、達成している。 労働間連法令を始め、各種制度、情報の理解促進に向け、引き続き関係機関と連携した周知に努める必要がある。 女性活躍に向けた取組を市が率先して推進しており、令和6年度における市役所の男性職員の育児休暇取得割合が100%となっているほか、市職員の管理職に占める女性の割合も増加傾向にある。引き続き、市が率先し、安心して魅力ある職場づくりに努めていく。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 男女がともに育児や介護休業を取得しやすい職場環境づくりを促進するため、関係機関と連携し、育児・介護休業制度や助成制度を周知し、活用を働きかける。 育児・介護休業制度に関する被雇用者の理解促進のため、休業可能日数などの情報提供を行う。 		
取組状況と成果	<ul style="list-style-type: none"> 市広報紙の「いきいき通信」や市ホームページにおいて、育児・介護休業法改正について周知を行った。 岩手県を始めとした関係機関と連携し、情報提供を行った。 		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、事業者、被雇用者に対し、育児・介護休業制度の周知を行うとともに、当該制度の利用促進を図る。 		

第5次大船渡市男女共同参画行動計画 目標指標一覧

目標指標の考え方

- ・第5次大船渡市男女共同参画行動計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）は、令和4年度に策定しており、この際に設定した令和9年度目標値は、令和3年度までの実績値に基づき検討したものです。
- ・当該計画期間の令和5年度と令和6年度の実績値は太枠内に記載しており、参考までに、令和3年度と令和4年度の実績値も記載しています。
- ・令和6年度実績値が令和9年度目標値を超えている指標が4項目あります。この場合において、当該計画は5年間のものであることを勘案し、計画の見直しは社会情勢の変化や、国の制度改革等の大きな変更がある場合に行うものとし、目標指標の一部の見直しは行わないこととします。
- ・よって、令和9年度目標値を超えた指標項目については、令和6年度実績値を維持又は向上することで取組を進めます。

【基本目標1 自分らしさが輝く地域社会の形成】

No.	指 標	令和3年度 【実績値】	令和4年度 【実績値】	令和5年度 【実績値】	令和6年度 【実績値】	令和9年度 目標値	備考
1	「性別による役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）はない」と答えた市民の割合	42.8%	41.3%	47.8%	47.5%	50.0%	【総合計画指標】 市民意識調査
2	各種審議会などにおける女性委員登用率	35.0%	35.5%	34.0%	32.5%	40.0%	【総合計画指標】 男女共同参画室 業務取得
3	(仮称)「男女共同市民会議」の参加者数（計画期間内の累計）	—	—	延べ37人	延べ94人	延べ100人	男女共同参画室 業務取得
4	男女共同参画サポーターの認定者数（累計）	37人	42人	46人	52人	57人	男女共同参画室 業務取得
5	「LGBTなどの言葉の意味を知っている」と答えた市民の割合	—	51.0%	—	—	70.0%	男女共同参画室 市民アンケート調査 (5年ごとの調査)

【基本目標2 ともに支え合う家庭生活の実現】

No.	指 標	令和3年度 【実績値】	令和4年度 【実績値】	令和5年度 【実績値】	令和6年度 【実績値】	令和9年度 目標値	備考
1	「家庭内で男女が家事（炊事、掃除、洗濯、子育て、介護など）の分担をしている」と答えた市民の割合	40.8%	39.9%	41.6%	43.3%	45.0%	市民意識調査
2	家事・育児・介護への男性の参画拡大に資する講座・教室の参加者数	延べ97人	延べ666人	延べ622人	延べ1,656人 (令和6年度： 延べ1,034人)	延べ500人	男女共同参画室 業務取得
3	「保育サービスが充実している」と答えた市民の割合	37.7%	35.2%	39.2%	36.0%	45.0%	【総合計画指標】 市民意識調査
4	「DV被害などについて相談窓口があることを知っている」と答えた市民の割合	32.5%	28.5%	30.3%	35.5%	70.0%	市民意識調査

【基本目標3 安心して働ける魅力ある職場環境づくり】

No.	指 標	令和3年度 【実績値】	令和4年度 【実績値】	令和5年度 【実績値】	令和6年度 【実績値】	令和9年度 目標値	備考
1	「職場の仕事の内容や待遇で男女の差がない」と答えた勤労者の割合	54.5%	56.7%	60.3%	61.5%	60.0%	市民意識調査
2	女性の活躍促進に資する講座や教室の開催回数（計画期間内の累計）	延べ36回	延べ30回	延べ31回	延べ67回	延べ200回	男女共同参画室 業務取得
3	「くるみん認定・えるぼし認定・いわて子育てにやさしい企業等認証・いわて女性活躍企業等認定制度」の認定・認証企業数（累計）	延べ 23事業者	延べ 25事業者	延べ 32事業者	延べ 41事業者	延べ 30事業者	国・県公表値
4	「仕事と子育てが両立できる環境が整っている」と答えた市民の割合	29.4%	26.3%	27.5%	26.8%	40.0%	市民意識調査
5	「育児休暇や介護休暇が取得しやすい」と答えた勤労者の割合	49.6%	50.8%	52.4%	59.9%	60.0%	市民意識調査
6	市男性職員の育児休業取得割合	25.0%	50.0%	90.0%	100.0%	30.0%	総務課 業務取得
7	市職員の管理職に占める女性の割合	15.9%	13.3%	8.9%	15.9%	20.0%	総務課 業務取得

第5次大船渡市男女共同参画行動計画 令和6年度の取組状況

参考資料

基本目標1	自分らしさが輝く地域社会の形成
-------	-----------------

※今後の方向性〔4段階評価〕について

令和6年度の取組状況を踏まえ、事業主管課において、令和7年度以降の取組の方向性を「成果維持」、「拡充・拡大」、「縮小・減少」、「終了・廃止」で評価したもの。

具体的取組 (1) 地区と行政の協働のまちづくりと連動した女性や若者の意思決定過程及び実践活動への参画拡大

No.	事業(取組)名	内容	実施内容	令和6年度取組状況	今後の方向性(4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
1	協働推進事業	地区・地域に残る性別による社会通念・慣習・しきたりの改善を図るために、地区運営組織の意思決定機関（総会など）に、女性や若年層を含む多様な住民の参画を促進する。	地区運営組織における参画促進 地区計画の策定及び運営組織形成過程での参画促進	●地区運営組織の活動や話し合いの場などに、年代や性別の偏りがない多様な住民が参画することにより、地域の活性化を図られることから、活動の周知や参加要請の声掛けの方法などについて、助言や支援を行った。 ●各地区で実施される地区づくり計画策定に向けた住民ワークショップ等において、女性や若年層を含む多様な住民の意見が反映される仕組みの必要性について助言するとともに、その実現に向けた支援を行った。	拡充・拡大 拡充・拡大	・地域において、性別による固定的な役割分担意識が依然としてあることから、性別や年代に関わらず多様な住民が地域活動に参画し、意見を交わせる場づくりなどの支援を行っていく。 ・男性中心になりがちな地域活動において、担い手不足や参加者の減少などの諸課題がある。この課題解決に向け、女性や若年層を含む多様な住民の意見が反映される仕組みづくりの支援を行っていく。	市民協働課	市 市内各地区
2	地区・地域の防災活動への女性参画促進	東日本大震災の経験を生かし、地区・地域の防災活動に女性の意見を取り入れていくため、女性消防団員の増員に加え、防災会議や自主防災組織への女性の役員登用や、防災訓練などの実践活動への女性の参加を促す。	女性消防団員の増員	●女性消防団員のPR活動を実施した。 ・防災フェアや救命講習時における消防職員の補助 ・消防操法競技会や消防出初式でのアナウンスや表彰補助	成果維持	・総務省消防庁では、消防団員に占める女性消防団員の割合目標を、当面5%と掲げている。当市の女性消防団員は8人で、割合は1.3%（※暫定）にとどまっていることから、引き続き団員確保に向けてPRを実施する。	防災管理室 消防署	市 消防団 防災組織
			防災組織などへの女性の役員登用	●消防委員の改選に伴い、女性消防委員の選任は2名となつたことから、登用率は16.7%に減少した。 【委員数：12人（うち女性委員2名）】	拡充・拡大	・委員の選定時において、消防団経験者に関わらず、女性委員の推薦を要望し、継続して女性委員の登用率増加を図るよう働きかける。		
			自主防災実践活動への女性の参加	●地域防災計画の修正を行う防災会議において、女性委員登用率は14.3%となっている。 【委員数：42人（うち女性委員6人）】	成果維持	・防災における女性の視点の重要性は増しており、委員選定時において、女性委員の推薦を依頼するなど、女性の参画を働きかける。		
3	審議会・委員会における女性委員の登用推進	市政に女性の視点からの意見を反映させるとともに、意思決定過程への女性参画を推進するため、各種審議会・委員会に女性登用を図る。	審議会などへの女性の登用	●令和7年4月1日現在、各種審議会等委員の女性委員登用率は32.5%で、前年同時期より1.5ポイント減少した。 【委員等数：延べ702人（うち女性委員等延べ228人）】	拡充・拡大	・計画の目標値を40%としており、各種審議会等委員について、引き続き、女性を登用するよう働きかける。	男女共同参画室	市 審議会・委員会

No.	事業 (取組)名	内容	実施内容	令和6年度取組状況	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
4	地区・地域 コミュニティにおけるインターネット(SNSなど) を活用した情報交換の推進	性別や世代、障がいの有無はもとより、時間や場所にとらわれず、多様な市民が身近な地区・地域コミュニティにおいて情報の交換・共有を行うためのツールとして、SNSを始めとするインターネットの活用を促進するほか、そのためのスキルアップの機会を確保する。	市民IT講座の開催などによるスキルアップ	●高齢者などのデジタル活用の不安解消に向けて、スマートフォンを活用したオンライン行政手続などに関する助言・相談などを行う講習会を開催し、デジタル格差の解消を図った。 ・初級者向けスマホ講座 【地区開催：日頃市・大船渡地区各4回実施 延べ73人参加】 【中央開催：2会場各5回実施 延べ66人参加】	成果維持	・アンケート調査により、継続的な実施を望む声が多くあったことから、令和7年度も引き続き実施する。	中央公民館 デジタル戦略課	市 市内各地区・ 地域
			SNSなどの情報伝達ツールの活用拡大	●「大船渡市DX戦略」を策定し、広聴広報DXの推進を位置付けるとともに、広報推進リーダー研修を1回開催した。 ●市公式LINEをリニューアルし、その機能拡充を図った。	拡充・拡大	・広聴広報推進リーダーを中心に、SNSの活用について、情報交換や共有を深め、ブランディングとマーケティングを組み合わせた上で、より効果的な発信を行う。		
				●各種講座の周知及び実施状況等について、SNS(LINE、X等)を活用し、周知を図った。	成果維持	・令和6年度からLINE、X等を活用し、講座等イベントの周知及び実施状況を随時発信することができた。今後もSNSを活用した情報提供を行うとともに、より多くの市民に見てもらえるよう会議、講座等での周知を働きかけていきたい。		
5	市民活動支援事業	地域課題の解決や地域の活性化に向けて、各種団体が自主的に取り組むまちづくり活動、特に「ジェンダー平等」などSDGsの推進を始め、時代の変化に即した活動を誘発するため、重点支援対象を明確にするなどしながら、補助金の交付を通じて支援する。	市民活動の活性化	●市民活動支援事業補助金の募集にあたって、「ジェンダー平等の実現」に関する事業を重点支援することとしたが、対象となる事業の応募はなかった。 ●当該補助金に応募したすべての事業が地域の活性化や課題解決につながる事業であり、一定の成果があったものと捉えている。	拡充・拡大	・市民などの自主的な活動の誘発に向け、事業の具体例を含め当該補助金の周知を行っていく。	市民協働課	市 NPO法人 市民活動団体

具体的取組 (2) (仮称) 「男女共同市民会議」の開催と男女共同参画サポーターの養成

No.	事業 (取組)名	内容	実施内容	令和6年度取組状況	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
1 1	(仮称) 「男女共同 市民会議」 の開催	(仮称) 「男女共同市民会議」 を開催し、参加者自らが男女共 同参画に係る活動を実践する気 運を醸成し、新たな取組を誘発 する。	会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ●昨年度に引き続き「おおふなと市民ミーティング～Make a Happy OFUNATO!～」(全3回)を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・第1回、第2回 対象者：高校生、市内にお勤めの方など 内 容：若者の地元定着や働き方などについて意見交換 ・第3回 対象者：いわて男女共同参画サポーター認定者 内 容：当市の男女共同参画の推進・普及状況などについて意見交換 【参加者数：延べ57人】 	拡充・拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者から「年齢や属性の違う人と意見交換ができた」、「世代間の意識の違いに気づけた」など、好評を得ることができた。 ・今後も実施にあたっては、開催時期をはじめ、対象者の選定、話し合いのテーマなどについて工夫する。 	男女共同参 画室	市 男女共同参 画サポーター NPO法人 関係団体 市民など
			意見・提言の具 体化を会議参加 者と共に検討	<ul style="list-style-type: none"> ●若者の地元離れや担い手不足などの諸課題に対する意見交換と、実践的活動への機運醸成の場となるよう、内容を工夫し実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 対象者：市内にお勤めの方 内 容：職場における実践的活動につながるよう、職場における男女共同参画の考え方や必要性をミニ講座で学び、働き方、若者が地元で働くために必要なことなどを話し合った。 ・第2回 対象者：高校生、市内にお勤めの方など 内 容：家庭、地域、社会における男女共同参画の視点や地域課題などをミニ講座で学び、職場を選ぶポイントや大船渡市に必要なものなどを話し合った。 ●男女共同参画サポーターのフォローアップと活動の促進を図るきっかけづくりとして実施した。 ・第3回 対象者：いわて男女共同参画サポーター認定者 内 容：男女共同参画に関する最新情報のリカレントを実施し、認定を受けた時と現在における男女共同参画の広がりと課題について話し合い、今後の活動につながるよう意識醸成を図った。 ●市広報紙やホームページにおいて、実施状況や参加者の意見などを公開し、広く情報共有を図った。 	拡充・拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者から出された男女共同参画の取組に係る様々な意見について、参加者のみならず、市ホームページなどを通じ広く共有を図り、個人や企業などにおける自主的かつ実践的な取組につなげていく。 		
		多様な主体によ る新たな取組の 開始		<ul style="list-style-type: none"> ●参加者や参加者の勤務先事業所などにおける新たな取組については把握できなかったが、市内で「子ども食堂」に類似する新たな取組が実施されている。 ●男女共同参画に関する取組を行っている市民活動団体へ、参加者が加入するなどの動きがあった。 	拡充・拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の推進に向けた新たな活動の実践を効果的に波及していくため、対象者や話し合いのテーマなどを見直しながら実施する。 		

No.	事業 (取組)名	内容	実施内容	令和6年度取組状況	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
2	男女共同参画サポート養成事業	岩手県が実施する男女共同参画サポート養成講座について、女性はもとより、男性や若年層の受講も強く促しながら、サポートー認定者の増加を図る。	男性や若年層の参加促進	●今年度のサポートー認定者数とその内訳 【認定者数：6人（うち男性2人、若年層（30代以下）4人）】	拡充・拡大	・サポートー養成講座について、関係団体への案内や、市広報紙及びSNSなどを活用し、広く周知したことにより一定の成果があった。 ・引き続き、男性や若年層の受講者が増えるよう、周知方法などについて工夫する。	男女共同参画室	県市 男女共同参画 サポートー市民
			サポートー養成講座の受講支援	●男女共同参画の推進を図るため、県内各地で行われる参集型講座の受講者に対し、移動に係る交通費の一部を支援した。 【支援者数：1人】	拡充・拡大	・今後は、参集型講座が減少し、オンライン形式による講座への移行が見込まれることから、新たな受講支援策について検討する。		
			サポートーの活動周知	●サポートー認定者の活躍する場の拡大に向け、関連講座や「おおふなと市民ミーティング」を案内し、参加を促した。 ●サポートー認定者で構成する「いわて男女共同参画サポートーの会気仙ブロック」の活動について、市広報紙への記事掲載や、関連講座の会場などのポスター掲示により、周知を図った。 ●当該サポートーの会が実施する啓発活動に対し、配布物品の調達などを支援し、活動の促進を図った。	拡充・拡大	・サポートー認定者の活躍する場の拡大に向け、関連催事の案内を行う。 ・サポートー認定者のスキルアップやリカレント教育に資する学習機会の提供を行い、活動を支援する。		

具体的取組 (3) 多様な性の在り方に対する理解促進

No.	事業 (取組)名	内容	実施内容	令和6年度取組状況	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
1	性的少数者に対する理解促進	性的少数者や、その関係者が適切な相談や支援を受けられるよう、人権擁護委員による人権相談など国や県が設置する専用窓口を積極的に周知する。	人権相談の開催	●人権相談を毎月1回開催した。 ●12月4日～10日の「人権週間」に合わせ、12月5日に「特設人権相談所」を開催した。	成果維持	・人権相談を通じて、性的少数者やその関係者が適切な相談や支援を受けられるよう、引き続き相談機会を提供する。	市民環境課 男女共同参画室	国 県 市 人権擁護委員
			広報紙などを利用した周知	●人権擁護委員の紹介を広報に掲載した。 ●毎月の人権相談日程を、市広報紙やホームページに掲載し周知した。 ●12月5日の「特設人権相談所」について、市ホームページに掲載し周知した。	成果維持	・今後も、市広報紙やホームページに人権に関する情報を掲載し、積極的に周知する。		
			男女共同参画パネル展などの開催	●機会を捉えながら啓発パネルの展示や関連リーフレットなどを配置し、周知や理解促進を図った。 ・「男女共同参画関連図書展」 ・「いわて男女共同参画オンラインセミナー上映会」 ・「おおふなと市民ミーティング」 ●市広報紙の「いきいき通信」において関連記事を、また、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入に併せて特集記事を掲載し、理解促進を図った。	拡充・拡大	・市民や企業などの理解を促進するためには、関心を引く工夫や方法の検討が必要である。今後も、市民の目に触れる機会を積極的に設け、啓発と周知に努める。		

No.	事業 (取組)名	内容	実施内容	令和6年度取組状況	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
2	パートナーシップ制度の導入に係る検討	性的少数者に対する市民の理解促進を図りつつ、先進事例などを参考としたパートナーシップ制度の導入などに係る検討を行う。	市民の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ●令和6年4月1日から「大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入した。 ●当該制度について、市広報紙への特集記事の掲載をはじめ、市ホームページへの掲載のほか、市で制作した啓発パネルを各種催事において展示することにより、広く周知を図った。 ●当該制度への関心を高めるため、6月に市立図書館で開催した「男女共同参画関連図書展」において、関連図書を展示した。 ●当該制度に係る市職員向けの研修会を実施した。 【受講者数：95人】 ●大船渡商工会議所や気仙医師会と連携し、市内事業所や病院などへ制度概要を記載したチラシを配布し、理解促進と周知を図った。 	拡充・拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き制度の周知に努めるとともに、制度利用者が本制度を安心して利用できるよう、関係各所への理解促進と周知を図る。 	男女共同参画室	市関係機関
			先進事例の情報収集・研究	<ul style="list-style-type: none"> ●令和6年度に制度を導入済み。 	終了・廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度に制度を導入したことにより、導入に向けた情報収集などの取組は終了したが、引き続き、制度利用者の住所異動に伴う自治体間連携の構築・見直しについては随時対応していく。 ・制度利用者に対する行政サービスの拡充・拡大について、他自治体の事例を参考にし、今後も随時見直しを図る。 		
			制度内容や導入時期の具体的検討など	<ul style="list-style-type: none"> ●令和6年度に制度を導入済み。 	終了・廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度に制度を導入したことにより、本取組は終了したが、今後は、他自治体との連携や社会状勢の変化などに応じた制度の構築について、随時見直しを行う。 		
3	幼児・児童・生徒の性に対する理解促進と男女平等教育の充実	保育・教育を行う中で、教育目標に基づく男女平等の概念や、学習指導要領に基づく性に関する正しい知識について、子どもの発達段階に応じた分かりやすい指導方法を検討しながら指導に当たる。	発達段階に応じた指導	<ul style="list-style-type: none"> ●保育の場において、性別による固定的な役割分担意識を植え付けることのないよう配慮するなど、適切な保育環境を提供した。 ●全ての小中学校において、男女混合名簿を作成し、使用した。 ●学校生活全般において、児童生徒の発達段階を考慮した上で、個性を認め合いながら、相互に尊重する男女平等の概念の啓発を図った。 	成果維持	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、一人ひとりの良さや個性を伸ばす保育を大切にしつつ、自然な形で男女共同意識を育んでいく。 	こども家庭センター学校教育課	市幼稚園保育園こども園小中学校
4	学校保健事業	早期から性の多様性や、男女の違いなどへの理解を深めるため、小中学校において、保健所などの関係機関と連携しながら、思春期保健出前講座などの講座を開催する。	関係機関と連携した講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校6校、中学校9校において、保健所と連携して思春期保健出前講座を開催した。 【受講者数：383人】 	成果維持	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携して、引き続き学習指導要領に基づいた適切な指導を実施する必要がある。 		

第5次大船渡市男女共同参画行動計画 令和6年度の取組状況

基本目標2

ともに支え合う家庭生活の実現

※今後の方向性〔4段階評価〕について

令和6年度の取組状況を踏まえ、事業主管課において、令和7年度以降の取組の方向性を「成果維持」、「拡充・拡大」、「縮小・減少」、「終了・廃止」で評価したもの。

具体的取組 (1) 家事・育児・介護への男性の参画拡大と家庭生活でのワーク・ライフ・バランスの改善

No.	事業(取組)名	内容	実施内容	令和6年度取組状況	今後の方向性(4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
1	パパママ教室開催事業	これから子育てを行う若い世代に、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を身に付けてもらうとともに、男女共同参画の視点に基づく、男性の家事や育児への参画による分担・協力を促進する。	パパママ教室の開催	●パパママ教室を4回開催した。 【参加者数：51組 98人】	成果維持	・父親の育児参加は、母親の育児負担感を解消させるなど、安定した子育てと子どもの健やかな成長につながることから、引き続き内容の充実を図りながら実施する。	こども家庭センター	市
2	父子(おやこ)の料理教室開催事業	父子の料理教室を通じて父親の家事参画への抵抗感の軽減と、子どもへの「家事は性別にかかわらず誰もが行うもの」との意識を醸成するとともに、より多くの参加者が得られるよう開催時期や内容の最適化を図る。	料理教室の開催	●お父さんも♪おじいちゃんも♪キッズクッキングを1回開催した。 【参加者数：7組14人】	成果維持	・前年度、参加者数が定員に満たなかったことから、対象者を父親のほか祖父に拡大したところ、1組の参加があった。他事業とタイアップするなど周知方法や内容について検討する。	健康推進課	市 関係団体
3	パートナーと介護予防講座開催事業	介護の疑似体験や介護予防に関する知識を習得する講座を開催するに当たり、参加対象者を夫婦や親子に限定せず、親戚や友人などの参加にも拡大するなどしながら、介護に携わることへの価値観を高める。	介護予防教室の開催	●事業集約をし「65歳からの充実ライフ講座」を開催した。健康づくりに沿う内容（腸活・姿勢調整など）、生活に沿う内容（お金の話・お墓の話・整理収納など）を全6回実施した。 【参加者数：延べ53人】	拡充・拡大	・より多くの参加者が得られるよう、対象者や内容を変えて講座を開催することにより、介護予防を図りつつ、男性の介護への参画を促進する。	地域包括ケア推進室	市
4	家庭教育学級開催事業	保護者が、子どもへの接し方など、家庭教育上の共通の問題を学習する家庭教育学級の開催により、学校との連携の下、家庭内の家事や育児の分担や男性の参画拡大に資する意識醸成を図る。	家庭教育学級の開催	●こども園などでは、食育や体操などを、また、小・中学校では、ゲーム機・スマートフォン・タブレット端末、インターネットの具体的な対処方法や食育に関することなど、家庭や地域の教育的役割や子どもたちを取り巻く現代的な課題に関する学習会を全7回実施した。 【参加者数：延べ743人】	縮小・減少	・家庭教育学級の対象を、令和6年度までは就学前児童から小中学生及びその保護者としていたが、小中学生については、他の制度（教育振興運動、地域学校協働活動等）主導による地区連携の促進を図るため、対象から除くこととする。	中央公民館	市 小中学校 こども園など

具体的取組 (2) 利用しやすい保育・介護サービスを目指した環境整備

No.	事業 (取組)名	内容	実施内容	令和6年度取組状況	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
1	ICTを活用した保育サービスの利用手続などの簡素化	保育サービスの一部手続に、マイナンバーカードを利用したオンライン申請が可能であることを周知するとともに、将来的なオンライン対応サービスの拡大に向けて、国の対応状況や利用者のニーズなどを把握しながら検討を行う。	オンライン申請の周知	●次年度の保育所等利用申込手続開始の際、ちらし、「つばきっず」を通じて、マイナポータル（ぴったりサービス）を使用したオンライン手続きが可能である旨の周知を図った。	拡充・拡大	・「つばきっず」などを通じて、オンラインでの手続きが可能である旨、引き続き周知に努めていく。	こども家庭センター	市
			国の動向・市民ニーズの把握	●マイナポータルを利用した今後のオンライン手続きの充実などについて、国の動向把握に努めた。	拡充・拡大	・オンライン手続きであっても、利用申込手続時には「保育の必要性を証明する書類」が必要であることから、オンライン手続きの推進には、マイナポータルの更なる充実（簡素化）が望まれる。		
			オンライン対応の拡大検討	●マイナポータルを利用した今後のオンライン手続きの充実などについて、国の動向把握に努めた。	拡充・拡大	・対面確認を要する手続きを除き、基本的な手続きはオンラインで実施できるよう、国の動向を注視しながら改善を検討していく。		
2	保育サービスの利用に係る相談支援	多様な利用者の状況に応じたサービスの組合せに係る相談や、サービス利用に向けた関係機関との連絡調整などを行い、利用者の利便性の向上を図る。	保育サービスの利用相談	●家族構成や就労状況、妊娠出産など、相談者の家庭環境に応じて、様々な保育サービスを提案するなど、利用者にとってより良いサービス提供を心掛けた。	成果維持	・引き続き、各こども園などの子育て支援に係る関係団体と連携しながら、利用者個々の状況に応じた必要な支援を行う。	こども家庭センター	市
3	子育てに関する提供情報の拡充	子育て支援専用のポータルサイト「つばきっず」を通じて、子育て支援に関する最新情報などを適切に発信するとともに、マイナンバーカードを利用した申請手続サイトや子育てアプリなどの関連するオンラインサービスと、子育て支援専用ポータルサイトをリンクするなど、利便性の向上を図る。	ポータルサイトによる情報提供	●「つばきっず」の掲載内容について、常に最新の情報提供を心掛け、随時更新を行った。	拡充・拡大	・「つばきっず」を活用して、対象世帯への分かりやすい情報発信に引き続き工夫するとともに、こども園などの利用申込手続など、オンライン手続きが可能なサービスについて周知を図る。	こども家庭センター	市
			関係アプリなどへのリンク	●「つばきっず」の掲載内容について、常に最新の情報提供を心掛け、随時更新を行った。 【リンク数：71ページ】	拡充・拡大	・「つばきっず」を活用して、対象世帯への分かりやすい情報発信に引き続き工夫するとともに、こども園などの利用申込手続など、オンライン手続きが可能なサービスについて周知を図る。		
4	子育て支援機関（機能）の拡充	「子育て世代包括支援センター」との連携の下、「子ども家庭総合支援拠点」の運営を子ども課が行う。（予定）その後、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を統合した「こども家庭センター」への移行について検討する。	子育て世代包括支援センターの運営	●令和6年4月にこども家庭センターを設置したことにより事業終了。	終了・廃止	・令和6年4月のこども家庭センター設置にあわせ廃止とした。	こども家庭センター	市
			子ども家庭総合支援拠点の運営（予定）	●令和6年4月にこども家庭センターを設置したことにより事業終了。	終了・廃止	・令和6年4月のこども家庭センター設置にあわせ廃止とした。		
			こども家庭センターへの移行検討（実施）	●令和6年4月に組織化、同年7月に市内商業施設内にこども家庭センターを開設した。一体的相談支援体制を構築し、これまで以上に気軽に相談できるような雰囲気づくりに努めた。	終了・廃止	・令和6年7月に、市内商業施設内にこども家庭センターを開設したことにより、移行検討に係る取り組みを終了した。		

No.	事業 (取組)名	内容	実施内容	令和6年度取組状況	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
5	ICTを活用した介護サービスの利用手続などの簡素化	要介護認定などの一部手続に、マイナンバーカードを利用したオンライン申請が可能であることを周知するとともに、将来的なオンライン対応サービスの拡大に向けて、国の対応状況などを踏まえながら検討を行う。	オンライン申請の周知	●継続して要介護認定の申請等の際に、マイナポータル（ぴったりサービス）を使用したオンライン手続きが可能である旨、周知を図った。	成果維持	・引き続き、オンラインによる手続きが可能である旨、複数の広報媒体を活用しながら周知するとともに、介護申請を検討する来庁者にも案内する。	長寿社会課	市
			国の対応状況を踏まえたオンライン対応の拡大検討	●マイナポータル（ぴったりサービス）は国が運営しているものであり、令和6年度は拡大の動きがなかったことから、サービスの周知のみを行った。	拡充・拡大	・国の動向を注視しながら、拡充・拡大の検討を図る。		

具体的取組 (3) DVや生活困窮などの課題を抱える対象者への支援と相談窓口などの周知強化

No.	事業 (取組)名	内容	実施内容	令和6年度取組状況	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
1	相談窓口の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 女性相談・子ども家庭相談DVや離婚、生理の貧困などの生活困窮、性暴力などについて相談支援を行う。 	女性相談・子ども家庭相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども家庭支援員2人及び女性相談支援員1人を配置し、子育てに悩みを抱える親などの支援のための相談業務の実施や、教育機関を含む関係機関と連携を図り、各種相談に係る情報提供や助言等を行った。 	成果維持	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、一体的相談支援体制の充実とともに、これまで以上に気軽に相談できるような雰囲気づくりに努める。 	<p>こども家庭センター 市民環境課 地域福祉課 学校教育課 男女共同参画室 国 県 市 社会福祉協議会 関係機関など</p>	
			女性の活躍推進に資する国の制度や交付金を活用した生理の貧困などへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ●国の地域女性活躍推進交付金制度について、適時、関係各所へ周知し、活用について検討を促した。 ●生理の貧困への対応として、岩手県と連携し、女性へのアプローチがしやすい窓口において、生理用品の配布と併せ相談窓口の周知を図った。 ●各種イベント会場において、DVなどに関する啓発パネルを展示したほか、啓発活動を行う市民活動団体に対し、啓発物品などを提供することにより活動を支援した。 ●市広報紙において、各種相談窓口や暴力防止などに関する記事を掲載し、周知を図った。 ●令和7年大船渡大規模林野火災の際、岩手県をはじめ関係機関から相談窓口の案内や生理用品の提供に関する申し出があったことから、被災者へ支援が行き届くよう、関係各所と連携して対応した。 	拡充・拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症で表面化した女性の貧困問題のほか、災害などの非常時における整理用品の不足等の女性特有のニーズへの配慮などへの対応について、引き続き関係機関との連携を図りながら、支援策などを検討する。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 人権相談 性的少数者などの人権について、人権擁護委員が相談支援を行う。 	人権相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●人権相談を毎月1回開催した。 ●12月4日～10日の「人権週間」に合わせ、12月5日に「特設人権相談所」を開催した。 	成果維持	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も人権相談を開催し、性的少数者などの人権について、相談支援を行う。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者の自立相談 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労支援や家計収支の見直しなどについて相談支援を行う 	生活困窮者自立相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者が、困窮状態から早期に自立できるよう、それぞれの状況に応じて生活福祉資金貸付、家計改善、就労準備、アウトリーチ等の支援を実施し、要保護状態の場合には生活保護へ繋いだ。 【新規相者数：86人】 	拡充・拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、生活困窮者の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行う。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の相談 専門の相談員やスクールソーシャルワーカーが、暴力や生理の貧困などの早期発見、心のケア、家庭環境への働きかけなどについて相談支援を行う。 	児童・生徒の相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●専門の相談員やスクールソーシャルワーカーが各校を巡回し、連携を図りながら、悩み相談や家庭支援など、児童生徒や保護者に寄り添った支援を実施した。 	成果維持	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も一定数の相談員やスクールソーシャルワーカーを確保しながら、適切な支援活動を行う。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の連携 複合課題などに対し、要保護児童対策地域協議会などで情報連携を図りつつ、個別の支援調整会議などを開催するほか、必要に応じて、国・県と連携しながら相談支援を行う。 	支援調整会議などによる相談窓口間の連携	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童対策地域協議会として、代表者会議や実務者会議を開催し、児童相談所や医療機関、警察、教育・保育施設など、関係機関との情報共有を図りながら支援が必要なケースの対応にあたった。 	成果維持	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、関係機関との情報共有を図り、保護が必要な児童への迅速・適切な対応に努める。 		
			国や県、関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急時に児童相談所への通告・送致を行うなど、迅速に対応した。 ●関係機関等への相談やケース会議では情報共有を図り、連絡、支援に係る調整などを行った。 	成果維持	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、専門性を有する機関への連絡及び支援要請を迅速に行う。 		

第5次大船渡市男女共同参画行動計画 令和6年度の取組状況

基本目標3

安心して働く魅力ある職場環境づくり

※今後の方向性〔4段階評価〕について

令和6年度の取組状況を踏まえ、事業主管課において、令和7年度以降の取組の方向性を「成果維持」、「拡充・拡大」、「縮小・減少」、「終了・廃止」で評価したもの。

具体的取組 (1) 性別による仕事の内容や待遇の格差の解消

No.	事業 (取組)名	内容	実施内容	令和6年度取組状況	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
1	男女雇用機会均等法などの遵守徹底	国、県、商工会議所などの関係機関と連携し、男女雇用機会均等法を始めとする労働関連法令に係る研修会の開催などにより、法定義務の内容などを分かりやすく周知するとともに、関連法令の遵守と適切な運用を促す。	ホームページなどでの情報提供や研修会などの開催	●大船渡商工会議所と連携し、会議所主催の事業者向け説明会において、男女共同参画に係る地域課題や市の取組状況などについて説明を行った。 【受講者数：約20人】 ●市ホームページにおいて、労働関連法令の法改正を中心とした周知を行った。	成果維持	・関係機関と連携し、効果的な情報発信を行うとともに、研修機会の創出を図る。 ・法改正などの情報を把握し、適時情報提供を行う。	男女共同参画室 商工企業課	国 県 市 商工会議所 事業者など
			労働関連法令に係る運用相談の対応	●令和6年度においては相談等の対応事例なし。 ●市広報紙やホームページにおいて、相談窓口に関する記事を掲載し、周知を図った。	拡充・拡大	・相談窓口の周知や関係機関等と連携を図りつつ、適時相談対応を行う。		
2	一般事業主行動計画の策定促進	国、県、商工会議所などの関係機関と連携し、一般事業主行動計画に係る研修会の開催などにより、策定が法定義務であることを周知するとともに、当該計画に基づいた女性の活躍に関する状況の公表を促す。	ホームページなどでの情報提供や研修会などの開催	●大船渡商工会議所主催の事業者向け説明会において、一般事業主行動計画の策定推進に向け、関係法令制度と計画策定の必要性について説明が行われた。 ●市ホームページにおいて、労働関連法令の法改正を中心とした周知を行った。	成果維持	・関係機関との連携し、効果的な情報発信を行い、策定の促進を図る。 ・法改正などの情報を把握し、適時情報提供を行う。	男女共同参画室 商工企業課	国 県 市 商工会議所 事業者など
			計画策定などに係る相談への対応	●令和6年度においては相談等の対応事例なし。	拡充・拡大	・関係機関等と連携を図りつつ、適時相談対応を行う。		
3	「大船渡市働く婦人の家」の在り方検討	女性の職業生活や家庭生活に必要な知識・技能の習得援助などを総合的に行う「働く婦人の家」について、時代のニーズに合わせた施設利用の在り方について検討する。	施設の在り方検討	●働く婦人の家運営委員や利用団体に対し、施設の在り方について検討が必要である旨引き続き説明を行った。	成果維持	・引き続き、運営委員や利用団体のほか、府内関係課との協議・調整を進め、検討を深める。	商工企業課	市
			検討結果による施設の運用	●令和6年度中の運用に変更はなかった。	成果維持	・引き続き、運営委員や利用団体のほか、府内関係課との協議・調整を進め、検討を深める。		

具体的取組 (2) 職業における女性の活躍支援

No.	事業(取組)名	内容	実施内容	令和6年度取組状況	今後の方向性(4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
1	キャリアアップ講座やリカレント教育の推進	国、県、商工会議所、大学などの関係機関と連携し、デジタル化に資する国の制度や交付金などを活用したデジタル人材の育成を始め、働く場で活躍する女性のキャリアアップやリカレントに係る講座・教室を開催するほか、資格取得に係る費用の支援を行う。また、市が開催する市民講座において、リカレント教育の視点を取り入れながら、市民の学習ニーズや地域課題に対応した多様な分野の講座を効果的かつ戦略的に開催する。	デジタル化や女性の活躍推進に資する国の制度や交付金を活用した人材育成	●総務省地域情報化アドバイザーによる市民・事業者向けのセミナーを開催するとともに、市幹部職員向け、市職員向けのセミナーを2回実施した。 【市民・事業者の受講者数：22人】 【市幹部職員・市職員の受講者数：101人】 ●デジタル推進アドバイザーによる市職員向けの研修を全4回コースで開催した。 【受講者数：延べ103人】	成果維持	・セミナー等を継続して開催し、意識改革につなげ、DXの推進を図る。	男女共同参画室 デジタル戦略課 商工企業課 中央公民館	国 県 市 商工会議所 大学など
			女性活躍講座・教室の開催	●岩手大学および釜石市と共に、市内事業所でリーダーを務める女性2名を事例発表者として迎え、女性のキャリア形成支援リカレントプログラムを開催した。 【受講者数：15人】 ●「おおふなと市民ミーティング」で実施したミニ講座において、働き方や労働慣行の見直しなどについて話し合った。 ●女性を対象とした就労促進のための就職支援セミナーを1回開催した。 【受講者数：10人】 ●岩手県などが実施する各種セミナーについて、市ホームページへの掲載や関係各所への周知などを行い、学習機会の創出を図った。	成果維持	・女性が活躍するためには、女性のみならず、事業者や男性などの意識も変えていく必要がある。女性活躍推進の理解促進に向け、関係機関と連携し、各種取組を推進する。		
			資格取得に係る費用の支援	●求職者資格取得支援事業を実施し、資格取得に係る費用の支援を実施した。 【支援件数：6件】	拡充・拡大	・地域ニーズを把握しながら、支援事業の対象資格の拡充を検討する。		
			市民講座の効果的・戦略的な開催	●情報化、国際化への対応やリカレント教育の視点を取り入れるなど、市民の学習ニーズや地域課題に対応した講座を実施した。 ・明治大学連携講座（1講座全2回開催） 「映像をいかに使いこなすか～映像の企画・撮影・編集～」 【受講者数：延べ29人】	拡充・拡大	・連携先の拡大を図るため、明治大学以外の教育機関を新たに検討することとする。		
2	中学校におけるキャリア教育の推進	性別にとらわれず、主体的に多様な職業を選択することができるよう、中学生向けの就業体験などを実施する。	就業体験授業などの実施	●8月30日に、14社の企業などを招いて、中学1・2年生を対象にキャリアチャレンジデイを実施した。 【参加生徒数：240人】	成果維持	・より良い就業体験の機会を提供できるよう、在り方を検討する。	学校教育課	市
3	女性等就業相談員による就職支援	女性等就業相談員を配置し、働きたい女性の就業相談や就職に向けた各種情報の提供を行うなど、関係機関と連携しながら女性の就業を支援する。	女性等就業相談員による相談・支援	●市庁舎内での相談対応、市内子育て支援拠点での出張相談などに加え、求職中及び転職を希望する女性を対象とした就職支援セミナーを12月に1回開催した。 【相談件数：市庁舎内37件、出張相談43件】 【受講者数：10人】	成果維持	・引き続き、就業相談などに対応しながら、女性の就職支援に努める。	商工企業課	市

具体的取組 (3) 職場でのワーク・ライフ・バランスの改善

No.	事業 (取組)名	内容	実施内容	令和6年度取組状況	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
1	事業者への働き方改革に関する情報提供と実践支援	国、県、商工会議所などの関係機関と連携し、事業者に対して、ワーク・ライフ・バランスの推進によるメリットを示しながら労働環境の整備実践を働きかける。	ホームページなどでの情報提供や研修会などの開催	<ul style="list-style-type: none"> ●大船渡商工会議所主催の事業者向け説明会において、岩手労働局・岩手県と連携し、各種制度の説明を行うとともに、市の男女共同参画に係る取組や必要性などについて周知を図った。 【受講者数：約20人】 ●市内事業者が参加した「おおふなと市民ミーティング」においてミニ講座を実施し、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方や労働慣行の見直しの必要性などについて話し合った。 ●市ホームページでの情報提供に加え、県と共同で市内事業所を訪問し、「くるみん」や「えるぼし」、「ユースエール」などの認定制度の周知及び認定取得のメリットなどの情報提供を行った。 	成果維持	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、効果的な情報発信を行うほか、研修機会の創出を図る。 ・事業者に引き続き情報提供を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進に努める。 	男女共同参画室 商工企業課	国 県 市 商工会議所 事業者など
2	「ワーク・ライフ・バランス」の改善に関する被雇用者の理解促進	働き方改革に関する事業者への働きかけと連動しながら、家庭生活の改善などに係る被雇用者向けの情報提供を行う。	ホームページなどでの情報提供 図書展やパネル展などの開催	<ul style="list-style-type: none"> ●労働関連法令の法改正に伴う育休制度などについて、市ホームページにて情報提供を行った。 ●催事会場などにおいて啓発パネルの展示や関連リーフレットなどを配置し、周知や理解促進を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画関連図書展」 ・「いわて男女共同参画オンラインセミナー上映会」 ・「おおふなと市民ミーティング」 ・「大船渡市産業まつり」 ●「おおふなと市民ミーティング」において、高校生を含む参加者に対し、働き方と家庭生活の両立について考える機会となるよう、ミニ講座を実施した。 ●市職員を対象に、男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを考える講座を実施した。 【受講者数：41人】 ●市広報紙の「いきいき通信」において、ワーク・ライフ・バランス関連記事を掲載し、理解促進を図った。 ●「大船渡産業まつり」で、市民活動団体が実施する「家庭生活における家事労働を考えるアンケート」の支援を行い、家庭内でワーク・ライフ・バランスを考える機会の創出を図った。 	成果維持 拡充・拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・被雇用者に引き続き情報提供を行い、被雇用者のワーク・ライフ・バランスの改善に関する理解を促進する。 ・ひとりひとりの理解促進を促すため、関心を引く掲示方法や周知方法などの工夫が必要である。今後も市民の目に触れる機会や研修などの機会を積極的に設け、啓発と周知を図る。 	男女共同参画室 商工企業課	市

No.	事業 (取組)名	内容	実施内容	令和6年度取組状況	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
3	「くるみん」や「いわて子育てにやさしい企業」の拡大	国、県、商工会議所などの関係機関と連携し、「くるみん」や「いわて子育てにやさしい企業」など、国や県が行う認定・表彰制度について、企業のイメージアップに加え、税制や入札などにおける優遇措置などのメリットを周知し、女性活躍推進に取り組む事業者の拡大を図るほか、市営建設工事の入札における優遇措置の強化について検討する。	ホームページなどでの情報提供	●市ホームページでの情報提供に加え、県と共同で市内事業所を訪問し、認定制度等取得のメリットなどを周知し、取得を呼びかけた。	成果維持	・事業者に引き続き情報提供を行い、認定制度取得企業の拡大に努める。	商工企業課 男女共同参画室 契約検査室	国 県 市 商工会議所 事業者など
				●催事会場等において関連リーフレットやポスターなどを掲示し、周知を図った。 ・「男女共同参画関連図書展」 ・「いわて男女共同参画オンラインセミナー上映会」 ・「おおふなと市民ミーティング」	拡充・拡大	・性別を問わず働きやすい職場環境の実現に向け、事業者に対し、「くるみん」などの各種制度の理解促進に努める。		
				●審査項目の検討を行った結果、市内工事業者に「くるみん」の認証を受けている業者がなく、入札参加資格の審査項目における配点も少ないため、審査項目への追加は見送った。 「いわて子育てにやさしい企業」、「女性活躍認定企業」については、引き続き審査項目として採用している。	拡充・拡大	・「いわて子育てにやさしい企業」は入札参加資格の審査項目として既に導入し、市ホームページなどで周知している。 ・「くるみん」を審査項目に追加することについては、令和9年2月より開始する入札参加資格申請受付までに検討し、審査項目の追加が決定した場合は、市ホームページなどで周知をする。		
			市優遇措置の強化の検討	●審査項目の検討を行った結果、市内工事業者に「くるみん」の認証を受けている業者がなく、入札参加資格の審査項目における配点も少ないため、審査項目への追加は見送った。 「いわて子育てにやさしい企業」、「女性活躍認定企業」については、引き続き審査項目として採用している。	拡充・拡大	・「いわて子育てにやさしい企業」は入札資格の審査項目として既に導入している。「くるみん」を審査項目に追加することについては、令和9年2月より開始する入札参加資格申請受付までに検討する。		
4	職場におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進	デジタル田園都市国家構想推進の一環として、テレワークを始めとする在宅勤務など、事業者のデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進を通じた職場環境改善に資する取組について、デジタル化に資する国の制度や交付金などを活用して支援する。	職場におけるDXの推進	●総務省地域情報化アドバイザーによる市民・事業者向けのセミナーを開催するとともに、市幹部職員向け、市職員向けのセミナーを2回実施した。 【市民・事業者の受講者数：22人】 【市幹部職員・市職員の受講者数：101人】 ●デジタル推進アドバイザーによる市職員向けの研修を全4回コースで開催した。 【受講者数：延べ103人】	成果維持	・セミナー等を継続して開催し、意識改革につなげ、DXの推進を図る。	デジタル戦略課	市 事業者
				デジタル化に資する国の制度や交付金などを活用した職場環境の改善	●市役所において、証明発行手続きなどに関する「書かない×ワンストップ窓口」の運用を継続し、対象業務の拡大に向けて取組を進めた。 ※対象業務の拡大は、林野火災の影響により翌年度に延期。	拡充・拡大	・ライフィイベントに応じた「書かない×ワンストップ」の対象業務の拡大を図る。	

具体的取組 (4) 育児・介護と仕事を両立できる職場環境づくり

No.	事業 (取組)名	内容	実施内容	令和6年度取組状況	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
1	事業者における育児・介護休業制度の活用促進	男女がともに育児や介護休業を取得しやすい職場環境を促進するため、商工会議所などの関係機関と連携しながら、育児・介護休業制度や助成制度を周知し、活用を働きかける。	研修会などの開催	●岩手県が実施する事業者向けの関連セミナーの開催などについて、適時情報提供を行い、受講機会の創出を図った。 ●「おおふなと市民ミーティング」で実施したミニ講座において、働き方や労働慣行の見直しなどについて話し合った。	拡充・拡大	・男女がともに育児や介護休業を取得しやすい職場環境づくりの促進に向けた啓発活動を行う。	男女共同参画室 商工企業課	国 県 市 商工会議所 関係機関 事業者
			ホームページなどの情報提供	●市広報紙の「いきいき通信」において、育児・介護休業法改正について周知を行った。 ●市ホームページにより、労働関連法令の法改正を中心とした周知を行った。	成果維持	・関係機関と連携し、市内事業者に対し、育児・介護休業制度の周知を行うとともに、制度の活用を働きかける。		
2	育児・介護休業制度に関する被雇用者の理解促進	育児・介護休業制度に関する事業者への活用促進と連動しながら、休業可能日数や時期など、被雇用者向けに情報提供を行う。	ホームページなどの情報提供	●市ホームページにより、労働関連法令の法改正を中心とした周知を行った。	成果維持	・関係機関と連携し、被雇用者に対し、育児・介護休業制度の周知を行い、制度の理解促進を図る。	男女共同参画室 商工企業課	市
			図書展やパネル展などの開催	●催事会場などにおいて、関連リーフレットを配架し、情報提供を行った。 ・「男女共同参画関連図書展」 ・「いわて男女共同参画オンラインセミナー上映会」 ・「おおふなと市民ミーティング」 ●市広報紙の「いきいき通信」において、育児・介護休業法などの改正に関する記事を掲載し、理解促進を図った。	拡充・拡大	・引き続き、市広報紙などを通じ、各種休業制度の周知を行う。		

具体的取組 (5) 女性活躍に向けた取組を市が率先して推進

No.	事業 (取組)名	内容	実施内容	令和6年度取組状況	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
1	管理職や監督職への女性職員の登用	女性活躍推進や女性リーダー育成に関する研修を実施するとともに、性別により固定される傾向にある職種や部署への配属を見直し、性別にとらわれない人事配置を推進する。	研修会などの開催	●新任女性係長に、リーダー養成研修の受講を促した。 【受講者数：3人】 ●仕事の分担におけるバイアス（先入観、偏見）の排除に留意し、職務内容と適性に基づく人事配置を行った。	成果維持	・管理監督職に対する不安やハードルの高さを感じる職員が依然として存在することから、引き続き企画立案・調整業務を伴う部署への計画的なローテーションを実施し、業務経験の蓄積と自信の醸成を図る。	総務課	市
2	男性職員の育児参画の促進	男性職員に対して育児参画の意義や配偶者の出産前後の状況などに関する研修を実施するほか、男性職員の育児参画の取組を推進する。	研修会などの開催	●職員の妊娠・出産・育児と仕事の両立を支援するため、両立支援制度についてまとめたハンドブックを作成し、庁内の情報共有システムにおいて周知した。 ●当該ハンドブックに、男性職員の育児休業促進についての特設ページ（育児休業取得者へのインタビュー）を設けた。	成果維持	・引き続き男性の育児休業取得率が100%となるよう、育児休業が取りやすい職場環境の整備に取り組む。	総務課	市
3	仕事と家庭生活・社会活動の両立に向けた相談体制の充実	育児休業などに関する相談体制を充実させるとともに、休業取得状況などを庁内で情報共有するなどしながら、ワーク・ライフ・バランスの改善を図る。	相談窓口の充実	●「妊娠・出産・育児と仕事の両立支援ハンドブック」を作成し、育児休業制度及び相談窓口の周知を図った。	拡充・拡大	・左記ハンドブックは正規職員版を先行して作成したことから、今後は会計年度任用職員版についても作成する必要がある。	総務課	市
			庁内での情報共有	●女性活躍推進に向け、市ホームページでの情報公表を継続するとともに、時間外勤務の縮減に関する取組として、「時間外勤務の縮減に係る指針」を策定し、ワーク・ライフ・バランスの重要性について庁内での情報共有を進め、職場全体での理解と取組の促進に努めた。	成果維持	・仕事と家庭生活・社会活動の両立に向けた意識の醸成を図るため、ワーク・ライフ・バランスの重要性について庁内での情報共有を進め、職場全体での理解と取組の促進に努める。		

大船渡市男女共同参画推進条例

平成 14 年 2 月 27 日
条例第 1 号

前文

男女は、人として平等な存在であり、互いに人権を尊重し、男女共同参画社会を実現することは、私たちの願いである。

これまで国内の動向と協調しつつ、男女共同参画の施策を積極的に展開してきたが、今なお性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が依然として根強く存在している。

21世紀を迎える少子・高齢化、国際化の進展をはじめとする社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、真に調和のとれた活力のある地域社会を築いていくためには、男女が個性と能力を十分に發揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画推進についての基本理念を明らかにするとともに、市民、事業者及び公共的団体が一体となって、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び公共的団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

(1) 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、配偶者その他の男女間における暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを基本として、行われなければならない。

(2) 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく

社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

- (3) 男女共同参画の推進は、市における政策又は事業所及び公共的団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを基本として、行われなければならない。
- (4) 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職業生活等社会における活動に対等に参画することができるようすることを基本として、行われなければならない。
- (5) 男女共同参画の推進は、国際協調、国際理解及び国際交流の促進を図ることを基本として、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、公共的団体、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者及び公共的団体の責務)

第6条 事業者及び公共的団体は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、性別による差別的な取扱い、男女間における暴力的行為及びセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び異性に対する暴力等を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画推進に関する基本的施策

(行動計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び公共的団体(以下「市民等」という。)の意見を反映させるよう努めるとともに、大船渡市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、行動計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、あらゆる分野における施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(積極的改善措置)

第11条 市は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じないよう市民等と協力し、積極的改善措置に努めるものとする。

(家庭生活、職業生活等の両立促進)

第12条 市は、男女が共に家庭生活、職業生活等を両立することができるようその支援に努めるものとする。

(教育における男女共同参画の促進)

第13条 市は、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するよう努めるものとする。

(普及啓発)

第14条 市は、市民等の男女共同参画についての理解を促進するために必要な広報活動等を行うよう努めるものとする。

(市民等の自主的な活動への支援)

第15条 市は、市民等が実施する男女共同参画の推進に関する自主的な活動に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(推進体制)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するための体制を整備するものとする。

(年次報告)

第17条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表するものとする。

(苦情及び相談窓口)

第18条 市長は、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進を阻害する行為に関する苦情及び相談を処理するための窓口を置き、関係行政機関と連携を図り、苦情及び相談の適切な処理に努めるものとする。

(情報の収集及び分析)

第19条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び施策の効果的な推進のため、男女共同参画に関する情報の収集及び分析を行うものとする。

第3章 大船渡市男女共同参画審議会

(設置)

第20条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、大船渡市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第21条 審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第9条に規定する行動計画に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する基本的施策に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 22 条 審議会は、委員 25 人以内をもって組織し、委員は、市民のうちから公募により選出された者のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 事業者及び公共的団体に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 23 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 24 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 25 条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 26 条 審議会の庶務は、協働まちづくり部において処理する。

第 4 章 雜則

(補則)

第 27 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に大船渡市女性懇談会の委員である者は、この条例の施行の日に、第 22 条の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、第 23 条本文の規定にかかわらず、平成 15 年 5 月 31 日までとする。

附 則(平成 24 年 9 月 25 日条例第 27 号)

この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 12 月 18 日条例第 40 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。